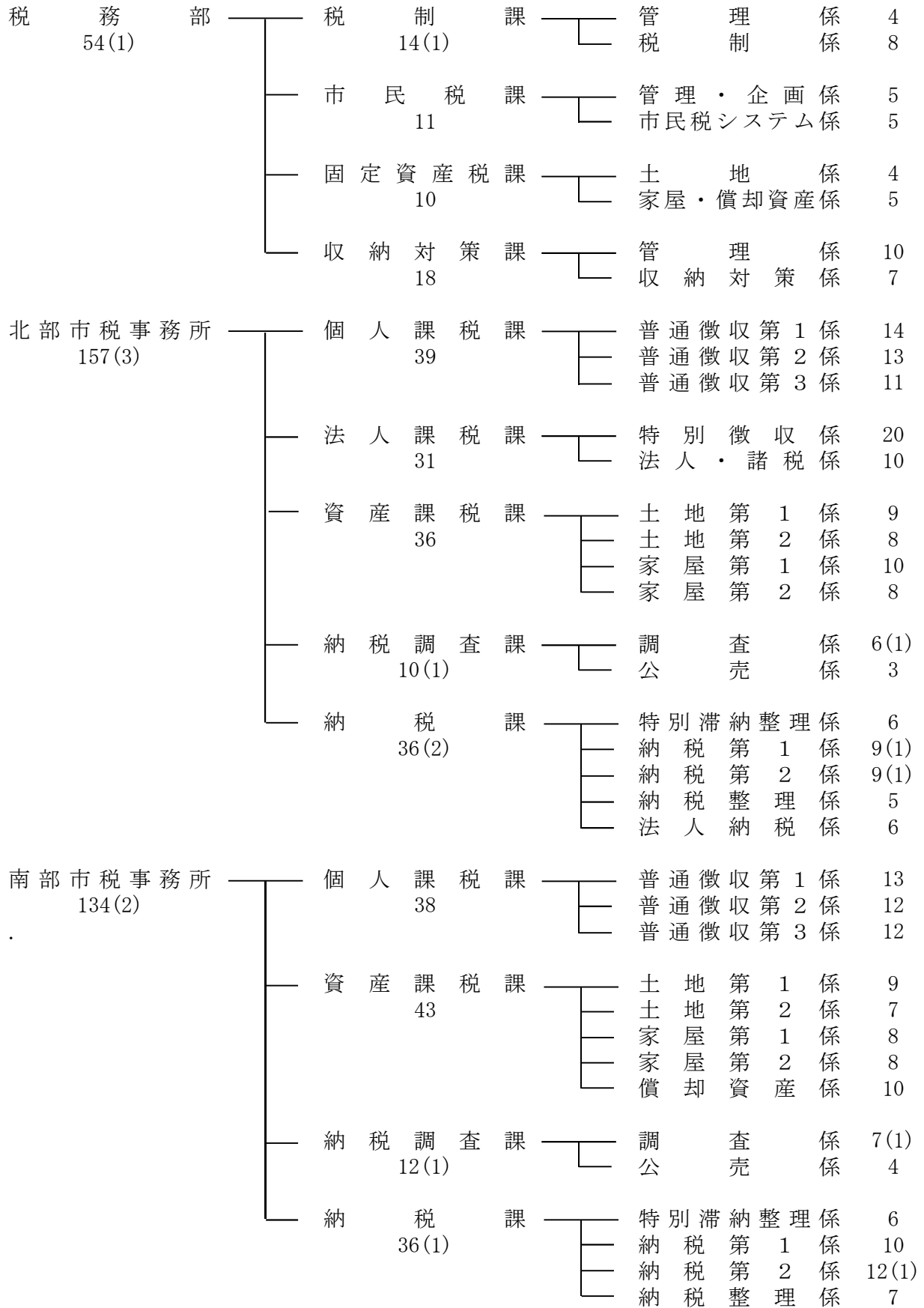


第10 税 制 全 般

1 税務機構図

(令和4年4月1日現在)



※()内の人数は再任用職員の内数。

2 税務職員の配置状況

区分	部(所)長	参事	課長	副参事	課長補佐	主幹	参与	係長	主査	主任	主事	合計
税務部	1											1
税制課		1					1					2
管理係					1			1	1	1		4
税制係					1			2	2	3		8
計		1			2		1	3	3	4		14
市民税課			1									1
管理・企画係							1		1	3		5
市民税システム係					1			1	2	1		5
計			1		1		1	1	3	4		11
固定資産税課		1										1
土地係					1					2	1	4
家屋・償却資産係					1			1	2	1		5
計		1			2			1	4	2		10
収納対策課		1										1
管理係					1			2	2	5		10
収納対策係					1			3	1	2		7
計		1			2			5	3	7		18
税務部 計	1	3	1		7		1	1	10	13	17	54
北部市税事務所	1	1		3								5
個人課税課		1										1
普通徴収第1係					1			3			10	14
普通徴収第2係							1	1	1	10		13
普通徴収第3係							1	1	1	8		11
計		1			1		2	5	2	28		39
法人課税課		1										1
特別徴収係					1				4	15		20
法人・諸税係							1	2	2	5		10
計		1			1		1	2	6	20		31
資産課税課			1									1
土地第1係					1			2		6		9
土地第2係					1			2	1	4		8
家屋第1係					1			2		7		10
家屋第2係					1			2		5		8
計			1		4			8	1	22		36
納税調査課			1									1
調査係					1			3		2		6
公売係					1			1	1			3
計			1		2			4	1	2		10
納税課			1									1
特別滞納整理係							1	2	1	2		6
納税第1係					1			3	2	3		9
納税第2係					1			2	1	5		9
納税整理係					1				2	2		5
法人納税係					1			2	2	1		6
計			1		4		1	9	8	13		36
北部市税事務所 計	1	3	3	3	12			4	28	18	85	157
南部市税事務所	1			4								5
個人課税課			1									1
普通徴収第1係							1	2	1	9		13
普通徴収第2係					1				4	7		12
普通徴収第3係					1			1	3	7		12
計			1		2		1	3	8	23		38
資産課税課			1									1
土地第1係					1			3	3	2		9
土地第2係					1			3	1	2		7
家屋第1係					1				1	6		8
家屋第2係					1				4	3		8
償却資産係							1	2	2	5		10
計			1		4		1	8	11	18		43
納税調査課			1									1
調査係					1			4		2		7
公売係							1	1	1	1		4
計			1		1		1	5	1	3		12
納税課			1									1
特別滞納整理係					1			1	3	1		6
納税第1係					1			3	3	3		10
納税第2係					1			4		7		12
納税整理係					1			3		3		7
計			1		4			11	6	14		36
南部市税事務所 計	1		4	4	11			3	27	26	58	134
合計	3	6	8	7	30		1	8	65	57	160	345

3 税組織の変遷

<p>平成13年5月1日以降</p>	<p>財政部</p> <ul style="list-style-type: none"> 税制課 — 税制係、市民税係、固定資産税係 収納対策課 <p>浦和総合行政センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民税課 — 管理係、諸税係、市民税第1係、市民税第2係、市民税第3係 資産税課 — 償却資産係、土地係、家屋係 収納課 — 管理係、収納第1係、収納第2係、収納第3係 <p>大宮総合行政センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民税課 — 管理係、諸税係、市民税第1係、市民税第2係、市民税第3係 資産税課 — 償却資産係、土地係、家屋係 収納課 — 管理係、収納第1係、収納第2係、収納第3係 <p>与野総合行政センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民税課 — 管理係、市民税係 資産税課 — 家屋・償却資産係、土地係 収納課 — 管理係、収納係
<p>平成14年4月1日以降</p>	<p>財政部</p> <ul style="list-style-type: none"> 税制課 — 税制係、市民税係、固定資産税係 収納対策課 <p>浦和総合行政センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民税課 — 管理係、諸税係、市民税第1係、市民税第2係、市民税第3係 資産税課 — 償却資産係、土地係、家屋係 収納課 — 管理係、収納第1係、収納第2係、収納第3係、大口担当 <p>大宮総合行政センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民税課 — 管理係、諸税係、市民税第1係、市民税第2係、市民税第3係 資産税課 — 償却資産係、土地係、家屋係 収納課 — 管理係、収納第1係、収納第2係、収納第3係、高額担当 <p>与野総合行政センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民税課 — 管理係、市民税係 資産税課 — 家屋・償却資産係、土地係 収納課 — 管理係、収納係
<p>平成15年4月1日以降</p>	<p>財政局</p> <p>税務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 税制課 — 税制担当、課税調整担当 固定資産税課 — 土地担当、家屋・償却資産担当 収納対策課 — 収納対策担当、徴収管理担当、高額整理担当 <p>● 西区、北区、見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区役所</p> <p>区民生活部</p> <ul style="list-style-type: none"> 税務課 — 市民税担当、資産税担当、収納担当 <p>● 大宮区役所</p> <p>区民生活部</p> <ul style="list-style-type: none"> 税務課 — 市民税担当、資産税担当、収納担当 法人課税課 — 特別徴収担当、法人担当
<p>平成16年4月1日以降</p>	<p>財政局</p> <p>税務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 税制課 — 税制担当、諸税担当 市民税課 — 課税調整担当、特別徴収担当、法人市民税担当 固定資産税課 — 土地担当、家屋・償却資産担当 収納対策課 — 収納対策担当、徴収管理担当、高額整理担当 <p>● 西区、北区、大宮区、見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区役所</p> <p>区民生活部</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税課 — 市民税担当、資産税担当 収納課 — 収納担当

平成17年4月1日以降

財政局

税務部

- 税制課 — 税制担当、諸税担当
- 市民税課 — 課税調整担当、特別徴収担当、**法人担当**
- 固定資産税課 — 土地担当、家屋・償却資産担当
- 収納対策課 — 収納対策担当、徴収管理担当、高額整理担当

● 西区、北区、大宮区、見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、**岩槻区役所**

区民生活部

- 課税課 — 市民税担当、資産税担当
- 収納課 — 収納担当

平成18年4月1日以降

財政局

税務部

- 税制課 — 税制担当、諸税担当
- 市民税課 — 課税調整担当、特別徴収担当、**法人市民税担当**
- 固定資産税課 — 土地担当、家屋・償却資産担当
- 収納対策課 — 収納対策担当、徴収管理担当、高額整理担当

● 西区、北区、大宮区、見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、岩槻区役所

区民生活部

- 課税課 — 市民税担当、資産税担当
- 収納課 — 収納担当

平成19年4月1日以降

財政局

税務部

- 税制課 — **管理係、税制係**
- 市民税課 — **普通徴収係、特別徴収係、法人・諸税係**
- 固定資産税課 — **土地係、家屋・償却資産係**
- 収納対策課 — **収納対策係、徴収管理係、高額整理係**

● 西区、北区、大宮区、見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、岩槻区役所

区民生活部

- 課税課 — **市民税係、資産税係**
- 収納課 — **収納係**

平成20年10月1日以降

財政局

税務部

- 税制課 — 管理係、税制係
- 市民税課 — 普通徴収係、特別徴収係、法人・諸税係
- 固定資産税課 — 土地係、家屋・償却資産係
- 収納対策課 — 収納対策係、徴収管理係
- 債権回収対策課 — **市税等徴収係、企画指導・回収係**

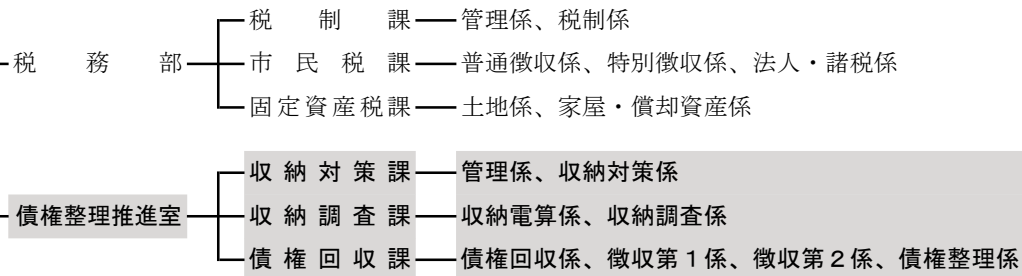
● 西区、北区、大宮区、見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、岩槻区役所

区民生活部

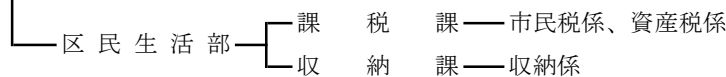
- 課税課 — 市民税係、資産税係
- 収納課 — 収納係

平成23年4月1日以降

財政局

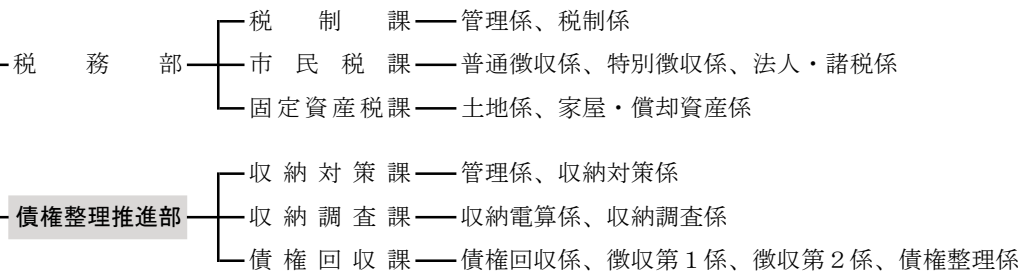


● 西区、北区、大宮区、見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、岩槻区役所

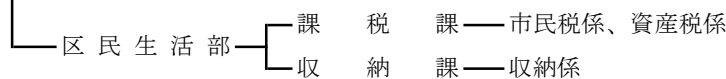


平成26年4月1日以降

財政局

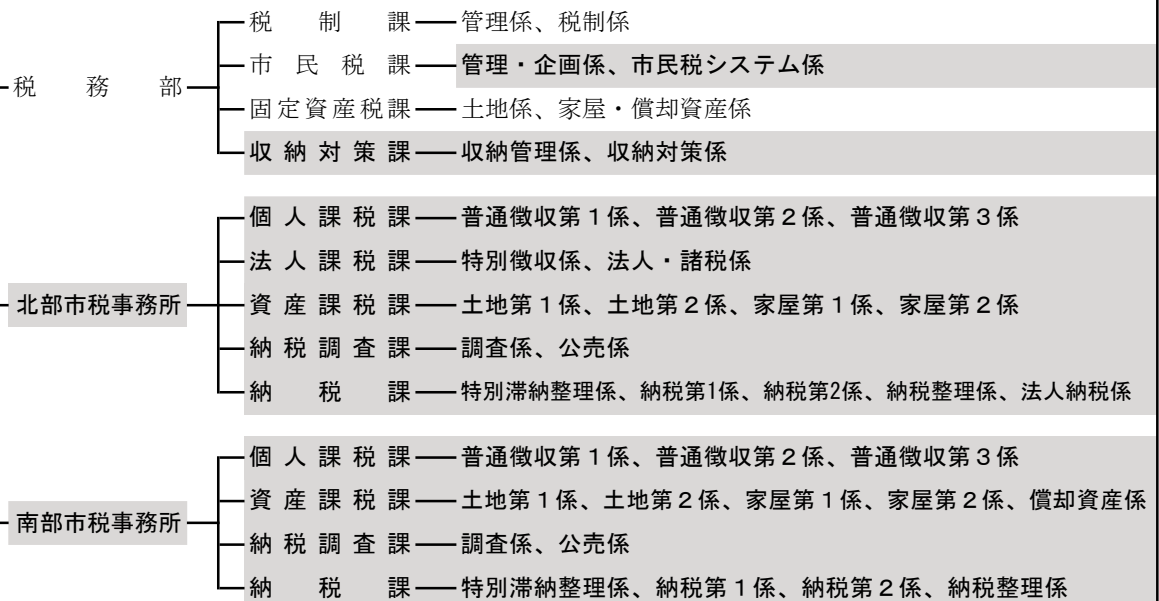


● 西区、北区、大宮区、見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、岩槻区役所



令和2年1月1日以降

財政局



4 税務関係課に係る事務分掌（令和4年4月1日現在）

税務部	
税制課	<ol style="list-style-type: none"> 市税の賦課徴収に係る事務の総合調整に関すること。 税務行政に係る調査、研究及び企画に関すること。 地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、森林環境譲与税及び石油ガス譲与税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に関すること。 固定資産評価審査委員会に関すること。 納税協力団体(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 納税意識の啓発及び高揚に関すること。 税務職員研修(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
市民税課	<ol style="list-style-type: none"> 個人の市民税及び県民税並びに軽自動車税の種別割の賦課に係る事務の指導及び調整に関すること。 法人の市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の課税に係る事務の指導及び調整に関すること。 個人の市民税の寄附金税額控除に係る法人等の指定及び特定公益信託に対する支出金の指定に関すること。 北部市税事務所個人課税課及び法人課税課並びに南部市税事務所個人課税課との連絡調整に関すること。
固定資産税課	<ol style="list-style-type: none"> 固定資産の評価に係る事務の指導及び調整に関すること。 固定資産税及び都市計画税の賦課に係る事務の指導及び調整に関すること。 特別土地保有税の課税に関すること。 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 北部市税事務所資産課税課及び南部市税事務所資産課税課との連絡調整に関すること。
収納対策課	<ol style="list-style-type: none"> 市税、個人の県民税及び国民健康保険税（以下この条において「市税等」という。）の徴収金の徴収に係る事務の企画、指導及び調整に関すること。 さいたま市債権管理条例の規定による市の債権の管理に係る事務の指導及び調整に関すること。 さいたま市債権回収対策基本計画に基づく債権の回収の企画、指導及び調整に関すること。 市税等の徴収金の収入整理並びに還付及び充当に関すること。 滞納者（市長が定める者に限る。）に係る入学準備金又は奨学金に係る貸付金の回収に関すること。 北部市税事務所納税調査課及び納税課並びに南部市税事務所納税調査課及び納税課との連絡調整に関すること。
北部市税事務所／南部市税事務所 （北部…西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の区域 南部…中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の区域）	
個人課税課	<ol style="list-style-type: none"> 個人の市民税及び県民税の調査及び賦課（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 軽自動車税の種別割の調査及び賦課に関すること。 原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、変更及び廃車の申告の受付並びに標識の交付に関すること（以下この条において「標識の交付等」という。）。 市税の窓口（税関係証明の交付及び標識の交付等（試乗用標識に係るものを除く。）並びに市税、個人の県民税及び国民健康保険税（以下この条において「市税等」という。）の徴収金の徴収に関する業務を扱う窓口をいう。以下この条において同じ。）に関すること。
法人課税課	<ol style="list-style-type: none"> 個人の市民税及び県民税（給与所得及び退職所得に係る特別徴収並びに公的年金等に係る特別徴収に係る特別徴収義務者に係るものに限る。）の調査及び賦課に関すること。 法人の市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の調査及び課税に関すること。
資産課税課	<ol style="list-style-type: none"> 固定資産（償却資産は南部市税事務所に限る。）の評価に関すること。 固定資産税（償却資産は南部市税事務所に限る。）及び都市計画税の調査及び賦課に関すること。 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。
査税課	<ol style="list-style-type: none"> 市税等の徴収に必要な調査に関すること。 公売に関すること。
納税課	<ol style="list-style-type: none"> 市税等（給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税、法人の市民税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税並びに事業所税に係るものは北部市税事務所に限る。）の徴収金の徴収及び納税の猶予に関すること。 市税等の徴収金の督促、催告及び滞納処分に関すること。 滞納者に係る保育料の徴収に関すること。 市税等の徴収金の徴収の嘱託に関すること。 徴収の嘱託を受けた他の地方団体の徴収金の徴収に関すること。 市税及び個人の県民税の徴収金の不納欠損処分に関すること。 納税貯蓄組合に関すること。

5 さいたま市税の概要

(1) 個人市民税

納税義務者	区内に住所を有する個人等 ※賦課期日：1月1日																																																																					
課税標準	均等割・・・定額課税 所得割・・・前年中の総所得金額等																																																																					
税 率	均等割・・・3,500円（年額） ※参考 県民税 1,500円（年額）																																																																					
	所得割（総合課税分）・・・8% ※参考 県民税 2%																																																																					
	※分離課税に係る課税の特例																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">所得の種類</th> <th>所得額</th> <th>市民税</th> <th>県民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">譲渡所得等</td> <td rowspan="3">土地建物等（注1）</td> <td rowspan="2">長期</td> <td>一般所得</td> <td>一律</td> <td>4%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定所得（優良住宅地等）</td> <td>2,000万円以下</td> <td>3.2%</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>2,000万円超</td> <td>4%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">短期</td> <td rowspan="2">軽課所得（所有期間10年超の居住用財産）</td> <td>6,000万円以下</td> <td>3.2%</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>6,000万円超</td> <td>4%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>一般所得</td> <td>一律</td> <td>7.2%</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>軽減所得（国又は地方公共団体に譲渡した場合）</td> <td>一律</td> <td>4%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">株式等（注2）</td> <td>一律</td> <td>4%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上場株式等に係る配当所得等（注2）</td> <td>一律</td> <td>4%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">先物取引に係る雑所得等</td> <td>一律</td> <td>4%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">利子所得等（注2）</td> <td>一律</td> <td>—</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">退職所得（注3）</td> <td>一律</td> <td>6%</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>				所得の種類			所得額	市民税	県民税	譲渡所得等	土地建物等（注1）	長期	一般所得	一律	4%	1%	特定所得（優良住宅地等）	2,000万円以下	3.2%	0.8%	2,000万円超	4%	1%	短期	軽課所得（所有期間10年超の居住用財産）	6,000万円以下	3.2%	0.8%	6,000万円超	4%	1%	一般所得	一律	7.2%	1.8%	軽減所得（国又は地方公共団体に譲渡した場合）	一律	4%	1%	株式等（注2）			一律	4%	1%	上場株式等に係る配当所得等（注2）			一律	4%	1%	先物取引に係る雑所得等			一律	4%	1%	利子所得等（注2）			一律	—	5%	退職所得（注3）			一律	6%	4%
	所得の種類			所得額	市民税	県民税																																																																
	譲渡所得等	土地建物等（注1）	長期	一般所得	一律	4%	1%																																																															
				特定所得（優良住宅地等）	2,000万円以下	3.2%	0.8%																																																															
			2,000万円超		4%	1%																																																																
		短期	軽課所得（所有期間10年超の居住用財産）	6,000万円以下	3.2%	0.8%																																																																
				6,000万円超	4%	1%																																																																
		一般所得	一律	7.2%	1.8%																																																																	
	軽減所得（国又は地方公共団体に譲渡した場合）	一律	4%	1%																																																																		
	株式等（注2）			一律	4%	1%																																																																
上場株式等に係る配当所得等（注2）			一律	4%	1%																																																																	
先物取引に係る雑所得等			一律	4%	1%																																																																	
利子所得等（注2）			一律	—	5%																																																																	
退職所得（注3）			一律	6%	4%																																																																	
注1）取得した日の翌日から譲渡した年の1月1日までの所有期間が5年を超える場合は、「長期譲渡所得」になる。																																																																						
注2）利子等は道府県民税利子割として、上場株式等に係る配当所得等（平成28年1月1日以降に支払を受ける特定公社債等の利子等含む）及び上場株式等に係る譲渡所得等は道府県民税配当割及び道府県民税株式等譲渡所得割として特別徴収された後、一定金額が市町村に交付される。																																																																						
注3）退職金の支払を受けるときに税額が現年分離課税（特別徴収）される。収入が極端に減少する翌年度に課税される負担を軽減するほか、所得額の算出方法などにおいて給与所得に比べて有利な扱いがなされている。																																																																						

(2) 法人市民税

納税義務者	区内に事務所又は事業所を有する法人等		
課税標準	均等割・・・定額課税 法人税割・・・連結申告法人以外の法人：法人税額 連結申告法人：個別帰属法人税額		
税 率	均等割・・・		
	法人の区分	区内の従業者数	
		50人以下	50人超
	公共法人、公益法人（均等割を課することができないもの以外のもの）、収益事業を行う人格のない社団等	5万円	
	資本金等の額が1千万円以下	5万円	12万円
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下	13万円	15万円
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下	16万円	40万円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下	41万円	175万円
	資本金等の額が50億円超	41万円	300万円
	<p>※平成27年4月1日以後に開始する事業年度については「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」又は「出資金」の額を下回る場合、「資本金＋資本準備金」又は「出資金」の額が均等割の税率適用区分の基準となる。</p> <p>法人税割・・・法人税額の8.4%（資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下でかつ、法人税額が1千万円以下である法人にあつては6.0%）</p>		

(3) 固定資産税

課税客体	土地、家屋及び償却資産		
納税義務者	土地、家屋及び償却資産の所有者 ※賦課期日：1月1日		
課税標準	土地、家屋及び償却資産の価格 ※土地及び家屋は3年ごとに評価替え		
税 率	1.4%		

(4) 軽自動車税 (種別割)

課税客体	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車			
納税義務者	軽自動車等の所有者 ※賦課期日：4月1日			
税 率	○原動機付自転車			
	車 種 区 分		税 率	
	総排気量50cc以下のもの、 又は定格出力0.6kw以下のもの		2,000円	
	二輪のもので、総排気量が50cc超90cc以下のもの、 又は定格出力0.6kw超0.8kw以下のもの		2,000円	
	二輪のもので、総排気量が90cc超125cc以下のもの、 又は定格出力0.8kw超1.0kw以下のもの		2,400円	
	三輪以上のもの、総排気量20cc超50cc以下のもの、 又は定格出力0.25kw超0.6kw以下のもの		3,700円	
	○軽自動車			
	車 種 区 分		税率1 ※1	税率2 ※2
	二輪のもの (側車付きのものを含む)		3,600円	
	三輪のもの		3,100円	3,900円
	四輪以上のもので乗用のもの	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	四輪以上のもので貨物用のもの	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円
	専ら雪上を走行するもの		3,600円	
	○小型特殊自動車			
	車 種 区 分		税 率	
	農耕作業用のもの		2,400円	
	その他のもの		5,900円	
	○二輪の小型自動車			
車 種 区 分		税 率		
総排気量が250cc超のもの		6,000円		
※1 平成27年3月31日以前に新規検査(車検)を受けた車両に適用				
※2 平成27年4月1日以降に新規検査(車検)を受けた車両に適用				

※軽自動車税（種別割）の税率の特例

○重課税率

車種区分	(1)従来税率	(2)新税率	(3)重課税率
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上			
乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
貨物用 営業用	3,000円	3,800円	4,500円
貨物用 自家用	4,000円	5,000円	6,000円

(1)従来税率

平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両

(2)新税率

平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両

(3)重課税率

賦課期日（4月1日）時点で、最初の新規検査から13年を軽課している車両

※ただし「電気軽自動車」「天然ガス軽自動車」「ハイブリッド軽自動車」

「被けん引車」等に関しては重課税率は適用されない。

○軽課税率

車種区分	(4)軽課75%軽減	(5)軽課50%軽減	(6)軽課25%軽減
三輪	1,000円	—	—
四輪以上			
乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円
乗用 自家用	2,700円	—	—
貨物用 営業用	1,000円	—	—
貨物用 自家用	1,300円	—	—

(4)軽課75%軽減

令和3年4月1日から令和4年3月31日に最初の新規検査を受けた車両のうち、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合車両または平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両）。

(5)軽課50%軽減

令和3年4月1日から令和4年3月31日に最初の新規検査を受けた車両のうち、令和12年度燃費基準を90%達成かつ令和2年度燃費基準を達成した車両（※の条件を満たすもの）

(6)軽課25%軽減

令和3年4月1日から令和4年3月31日に最初の新規検査を受けた車両のうち、令和12年度燃費基準を70%達成かつ令和2年度燃費基準を達成した車両（※の条件を満たすもの）

（※）平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ないまたは平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない

税 率

(5) 軽自動車税（環境性能割）

課税客体	三輪以上の軽自動車（特殊自動車を除く）
納税義務者	軽自動車の取得者
課税標準	軽自動車の通常の取得価額
税 率	0～2%（環境性能等に応じて税率が決定）

(6) 市たばこ税

課税客体	売渡し等に係る製造たばこ
納税義務者	製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者
課税標準	売渡し等に係る製造たばこの本数
税 率	1,000本につき6,552円

(7) 特別土地保有税（平成15年度より課税停止）

課税客体	土地の保有（保有分）又は土地の取得（取得分）
納税義務者	土地の保有者又は取得者
税 額	○保有分・・・土地の取得価格×税率（1.4%）－固定資産税相当額 ○取得分・・・土地の取得価格×税率（3.0%）－不動産取得税相当額

(8) 入湯税

課税客体	鉱泉浴場における入湯行為
納税義務者	鉱泉浴場における入湯客
税 率	1人1日 150円 ※ 次に掲げる者は課税免除 ・義務教育終了前の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・日帰り客の利用に供される施設に入湯する者
使 途	・地方税法第701条に掲げる事業 (例) 観光の振興に要する費用

(9) 事業所税

課税客体	事業所等において法人又は個人の行う事業
納税義務者	事業所等において事業を行う者
課税標準	○資産割・・・事業所床面積 ○従業者割・・・従業者給与総額
税 率	○資産割・・・600円/m ² ※免税点：1,000m ² ○従業者割・・・0.25% ※免税点：100人
使 途	・地方税法第701条の73各号に掲げる事業 (例) 市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

(10) 都市計画税

課税客体	土地及び家屋
納税義務者	市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者
課税標準	土地及び家屋の価格
税 率	0.3%
使 途	・都市計画法に基づいて行う都市計画事業に要する経費 ・土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する経費

(11) 国有資産等所在市町村交付金

交付客体	○固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産 ○空港の用に供する固定資産 ○国有林野に係る固定資産 ○発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産 ○水道施設若しくは工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産で、政令で定めるもの ○国家備蓄施設の用に供する固定資産
交付者	国又は地方公共団体 ※算定期日：前年の3月31日
算定標準	土地、家屋及び償却資産の国有財産台帳等の価格
算定率	1.4%

6 税証明等交付件数の推移（平成29年度～令和3年度）

※平成26年10月に証明手数料の改定を行い1件300円。ただし、コンビニエンスストア、自動交付機で取得する場合の手数料は200円。

平成29年度

(単位：件、円)

種類	手数料 (円)	区役所		支所・市民の窓口		自動 交付機	コン ビニ	郵便局	合計（件）			手数料計 (円)	
		有料	無料	有料	無料				有料	無料	合計		
市 県 民 税 関 係	所得証明書	300	101,626	4,002	53,326	742	11,317	2,789	162	169,220	4,744	173,964	49,351,300
	課税証明書	300	19,584	29	8,999	2	7,724	1,485	46	37,838	31	37,869	10,428,900
	非課税証明書	300	25,400	741	12,029	38	2,674	893	92	41,088	779	41,867	11,969,100
	小計	—	146,610	4,772	74,354	782	21,715	5,167	300	248,146	5,554	253,700	71,749,300
営業証明書	300	1,281	3	426	0	—	—	—	—	1,707	3	1,710	512,100
固 定 資 産 関 係	公租証明書	300	16,053	107	4,575	0	—	—	0	20,628	107	20,735	6,188,400
	評価証明書	300	31,955	9,142	7,883	349	—	—	17	39,855	9,491	49,346	11,956,500
	資産証明書	300	71	8	116	0	—	—	0	187	8	195	56,100
	名寄帳（証明）	300	196	2	77	0	—	—	—	273	2	275	81,900
	名寄帳（閲覧用）	300	8,522	1,132	1,948	0	—	—	—	10,470	1,132	11,602	3,141,000
	無資産・未登録証明書	300	434	26	—	—	—	—	—	434	26	460	130,200
	借地借家人等用閲覧	300	149	2	—	—	—	—	—	149	2	151	44,700
	小計	—	57,380	10,419	14,599	349	—	—	17	71,996	10,768	82,764	21,598,800
納税証明書	300	17,023	12	4,335	2	1,249	388	10	23,005	14	23,019	6,736,500	
納税証明書（継続検査用）	無料	—	7,053	—	5,324	—	—	—	—	12,377	12,377	—	
公 函	300	2,719	41	—	—	—	—	—	2,719	41	2,760	815,700	
台帳閲覧	300	1,067	240	—	—	—	—	—	1,067	240	1,307	320,100	
路線価図閲覧	無料	—	87	—	—	—	—	—	—	87	87	—	
合 計	—	226,080	22,627	93,714	6,457	22,964	5,555	327	348,640	29,084	377,724	101,732,500	

平成30年度

(単位：件、円)

種類	手数料 (円)	区役所		支所・市民の窓口		自動 交付機	コン ビニ	郵便局	合計（件）			手数料計 (円)	
		有料	無料	有料	無料				有料	無料	合計		
市 県 民 税 関 係	所得証明書	300	81,669	3,501	47,953	783	10,996	3,143	134	143,895	4,284	148,179	41,750,500
	課税証明書	300	20,030	33	8,795	2	8,030	1,770	47	38,672	35	38,707	10,620,600
	非課税証明書	300	24,743	597	11,644	42	2,772	994	85	40,238	639	40,877	11,694,300
	小計	—	126,442	4,131	68,392	827	21,798	5,907	266	222,805	4,958	227,763	64,065,400
営業証明書	300	1,263	0	462	0	—	—	—	—	1,725	0	1,725	517,500
固 定 資 産 関 係	公租証明書	300	16,585	44	4,907	0	—	—	0	21,492	44	21,536	6,447,600
	評価証明書	300	32,273	8,934	7,861	445	—	—	0	40,134	9,379	49,513	12,040,200
	資産証明書	300	118	0	28	0	—	—	0	146	0	146	43,800
	名寄帳（証明）	300	553	4	96	0	—	—	—	649	4	653	194,700
	名寄帳（閲覧用）	300	9,019	1,225	2,006	13	—	—	—	11,025	1,238	12,263	3,307,500
	無資産・未登録証明書	300	439	33	—	—	—	—	—	439	33	472	131,700
	借地借家人等用閲覧	300	286	14	—	—	—	—	—	286	14	300	85,800
	小計	—	59,273	10,254	14,898	458	0	0	0	74,171	10,712	84,883	22,251,300
納税証明書	300	20,852	6	5,313	1	1,369	487	8	28,029	7	28,036	8,215,200	
納税証明書（継続検査用）	無料	—	7,689	—	5,710	—	—	—	0	13,399	13,399	—	
公 函	300	2,404	18	—	—	—	—	—	2,404	18	2,422	721,200	
台帳閲覧	300	949	24	—	—	—	—	—	949	24	973	284,700	
路線価図閲覧	無料	—	39	—	—	—	—	—	0	39	39	—	
合 計	—	211,183	22,161	89,065	6,996	23,167	6,394	274	330,083	29,157	359,240	96,055,300	

令和元年度

(単位：件、円)

種類	手数料 (円)	市税事務所		区民課・支所等		自動 交付機	コン ビニ	郵便局	合計(件)			手数料計 (円)	
		有料	無料	有料	無料				有料	無料	合計		
市 県 民 税	所得・課税・非課税 (全部事項証明)	300※	63,546	2,031	63,756	324	9,059	5,131	172	141,664	2,355	144,019	41,072,600
	所得・課税・非課税 (一部事項証明)	300※	14,318	61	10,872	12	5,156	1,600	36	31,982	73	32,055	8,912,500
	小計	—	77,864	2,092	74,628	336	14,215	6,731	208	173,646	2,428	176,074	49,985,100
営 業 証 明 書	300	1,153	0	432	0	—	—	—	—	1,585	0	1,585	475,500
固 定 資 産 税	公 租 証 明 書	300	17,398	34	5,074	0	—	—	2	22,474	34	22,508	6,742,200
	評 価 証 明 書	300	33,319	8,538	8,178	177	—	—	2	41,499	8,715	50,214	12,449,700
	資 産 証 明 書	300	113	7	20	0	—	—	0	133	7	140	39,900
	名 寄 帳 (証 明)	300	343	0	110	0	—	—	—	453	0	453	135,900
	名 寄 帳 (閲 覧 用)	300	8,151	865	2,025	10	—	—	—	10,176	875	11,051	3,052,800
	無 資 産 ・ 未 登 録 証 明 書	300	394	22	—	—	—	—	—	394	22	416	118,200
	借 地 借 家 人 等 用 閲 覧	300	240	10	—	—	—	—	—	240	10	250	72,000
	公 函	300	1,979	10	—	—	—	—	—	1,979	10	1,989	593,700
	台 帳 閲 覧	300	570	6	—	—	—	—	—	570	6	576	171,000
	路 線 価 函 閲 覧	無料	—	42	—	—	—	—	—	0	42	42	—
小 計	—	62,507	9,534	15,407	187	0	0	4	77,918	9,721	87,639	23,375,400	
納 税 証 明 書	300	19,442	8	4,989	1	1,038	571	12	26,052	9	26,061	7,653,200	
納 税 証 明 書 (継 続 検 査 用)	無料	—	7,654	—	5,223	—	—	—	—	12,877	12,877	—	
合 計	—	160,966	19,288	95,456	5,747	15,253	7,302	224	279,201	25,035	304,236	81,489,200	

※200円での交付件数も含む

令和2年度

(単位：件、円)

種類	手数料 (円)	市税事務所		区民課・支所等		自動 交付機	コン ビニ	郵便局	合計(件)			手数料計 (円)	
		有料	無料	有料	無料				有料	無料	合計		
市 県 民 税	所得・課税・非課税 (全部事項証明)	300※	75,427	3,342	46,605	1,025	廃止	10,927	254	133,213	4,367	137,580	38,870,500
	所得・課税・非課税 (一部事項証明)	300※	6,518	173	3,104	62	廃止	1,046	43	10,711	235	10,946	3,108,700
	小計	—	81,945	3,515	49,709	1,087	—	11,973	297	143,924	4,602	148,526	41,979,200
営 業 証 明 書	300	975	35	362	0	—	—	—	—	1,337	35	1,372	401,100
固 定 資 産 税	公 租 証 明 書	300	16,047	728	4,883	7	—	—	1	20,931	735	21,666	6,279,900
	評 価 証 明 書	300	28,942	8,081	7,610	222	—	—	7	36,559	8,303	44,862	10,967,700
	資 産 証 明 書	300	109	4	14	0	—	—	0	123	4	127	36,900
	名 寄 帳 (証 明)	300	437	14	113	0	—	—	—	550	14	564	165,000
	名 寄 帳 (閲 覧 用)	300	7,800	493	2,005	9	—	—	—	9,805	502	10,307	2,941,500
	無 資 産 ・ 未 登 録 証 明 書	300	525	17	—	—	—	—	—	525	17	542	157,500
	借 地 借 家 人 等 用 閲 覧	300	278	5	—	—	—	—	—	278	5	283	83,400
	公 函	300	1,939	11	—	—	—	—	—	1,939	11	1,950	581,700
	台 帳 閲 覧	300	0	0	—	—	—	—	—	0	0	0	0
	路 線 価 函 閲 覧	無料	—	66	—	—	—	—	—	0	66	66	—
小 計	—	56,077	9,419	14,625	238	—	0	8	70,710	9,657	80,367	21,213,600	
納 税 証 明 書	300	46,966	2,452	3,580	842	廃止	1,171	25	51,742	3,294	55,036	7,451,500	
納 税 証 明 書 (継 続 検 査 用)	無料	—	7,600	—	5,822	—	—	—	—	13,422	13,422	—	
合 計	—	185,963	23,021	68,276	7,989	0	13,144	330	267,713	31,010	298,723	71,045,400	

※200円での交付件数も含む

令和3年度

(単位：件、円)

種類	手数料 (円)	市税事務所		区民課・支所等		自動 交付機	コン ビニ	郵便局	合計(件)			手数料計 (円)	
		有料	無料	有料	無料				有料	無料	合計		
市 県 民 税	所得・課税・非課税 (全部事項証明)	300※	70,833	2,831	40,998	701	廃止	18,287	176	130,294	3,532	133,826	37,258,600
	所得・課税・非課税 (一部事項証明)	300※	4,216	97	2,222	29	廃止	2,091	32	8,561	126	8,687	2,359,000
	小計	—	75,049	2,928	43,220	730	—	20,378	208	138,855	3,658	142,513	39,617,600
営 業 証 明 書	300	816	4	316	0	—	—	—	—	1,132	4	1,136	339,600
固 定 資 産 税	公 租 証 明 書	300	18,359	14	5,519	4	—	—	2	23,880	18	23,898	7,150,800
	評 価 証 明 書	300	32,110	8,254	8,551	242	—	—	9	40,670	8,496	49,166	12,214,200
	資 産 証 明 書	300	123	161	35	1	—	—	0	158	162	320	47,400
	名 寄 帳 (証 明)	300	200	4	76	0	—	—	—	276	4	280	82,800
	名 寄 帳 (閲 覧 用)	300	8,324	307	2,246	2	—	—	—	10,570	309	10,879	3,171,000
	無 資 産 ・ 未 登 録 証 明 書	300	470	6	—	—	—	—	—	470	6	476	141,000
	借 地 借 家 人 等 用 閲 覧	300	303	11	—	—	—	—	—	303	11	314	90,900
	公 函	300	1,513	5	—	—	—	—	—	1,513	5	1,518	453,900
	台 帳 閲 覧	300	0	0	—	—	—	—	—	0	0	0	0
	路 線 価 函 閲 覧	無料	—	39	—	—	—	—	—	0	39	39	—
小 計	—	61,402	8,801	16,427	249	—	0	11	77,840	9,050	86,890	23,352,000	
納 税 証 明 書	300	13,051	537	3,264	201	廃止	1,719	3	18,037	738	18,775	6,866,800	
納 税 証 明 書 (継 続 検 査 用)	無料	—	7,670	—	5,865	—	—	—	—	13,535	13,535	—	
合 計	—	150,318	19,940	63,227	7,045	0	22,097	222	235,864	26,985	262,849	70,176,000	

※200円での交付件数も含む

●コンビニエンスストアでの税証明交付件数

(単位：件)

年度	所得・課税(非課税)証明	納税証明	合計	前年度比
平成24年度	99	8	107	—
平成25年度	653	54	707	561%
平成26年度	1,467	134	1,601	126%
平成27年度	2,419	169	2,588	62%
平成28年度	3,899	278	4,177	61%
平成29年度	5,167	388	5,555	33%
平成30年度	5,907	487	6,394	15%
令和元年度	6,731	571	7,302	14%
令和2年度	11,973	1171	13,144	80%
令和3年度	20,378	1719	22,097	68%